

農地法第3条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第9号 1番	議案第9号 2番	議案第9号 3番	議案第9号 4番
1. すべて耕作 法3-2①	すべて耕作	有		有	
2. 通作距離 法3-2①		0.7km		0.6km	
3. 下限面積(<u>1,000 m²</u> 又は <u>3,000 m²</u>) 市街化区域 調整区域 ≦申請面積+現耕作面積 法3-2⑤		16,275m ²		6,800m ²	
4. 地域との調和 要件 法3-2⑦	地域の水利調整等への影響	無		無	
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無		無	
5. 営農意思 法3-2①④	申請地利用予定	田		田	
	農業従事者	本人、子		本人、妻、子	
	農機具	所有		所有	
	営農全体計画	稲作 : 16,275m ² 畑作 : 0m ² 販売・自家消費 計 <u>16,275m²</u>		稲作 : 6,800m ² 畑作 : 0m ² 販売・自家消費 計 <u>6,800m²</u>	
6. 農地所有適格 法人要件 法2- 3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の過半)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
7. 一般法人参入 要件 法3- 3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見 法3-4					

注) 法：農地法